

平成 14 年 1 月 18 日

企業会計基準公開草案第 1 号、企業会計基準適用指針公開草案第 1 号  
および第 2 号に関する意見書

社団法人 電子情報技術産業協会

## 1. 企業会計基準公開草案第 1 号

**自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計処理(案)**

## (1) 自己株式処分差益・差損(第 21 項～第 24 項)

基本原則の新基準では、自己株式処分差益及び差損を、株主からの払込資本及び資本の部からの分配として扱うということですが、複数期にまたがる場合でも適用すべきものであります。公開草案では同一会計年度内の相殺処理のみであります。複数期の処理方法についても示す必要があります。

当期の処分差益が前期までの未処分利益の減額を上回る場合は、両者を相殺後、その他資本剰余金に計上。また、当期の処分差益が前期まで未処分利益の減額を上回らない場合は、未処分利益の減額を減少させる処理とすべきであります。

## (2) 経過措置(第 40 項～41 項)

本会計基準は平成 14 年 4 月 1 日以後の適用とされておりますが、システム対応など膨大な作業が不可欠であり、平成 14 年 9 月中間期は任意適用、平成 15 年 3 月期から強制適用とすることが適当であると考えます。

## 2. 企業会計基準適用指針公開草案第 2 号

**その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)****その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(第 5 項)**

原則として受取配当金は、前回の配当実績等に基づく未収配当金の見積り計上であり、見積り計上時点での、当該配当がその他資本剰余金の処分によるものかどうかの判断が困難な場合があります。その場合は、受取配当金に計上することを容認するなど、実務上の支障が生じないように配慮すべきであります。

なお有価証券を時価まで減損処理した時の期末配当は受取配当金として計上できるものとされておりますが、中間期に減損処理した有価証券に係る中間配当に関しても同様であることを明示することを要望します。

以上